

湖西市週休 2 日推進工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、湖西市が発注する建設工事の一部において、週休 2 日を推進する工事（以下「週休 2 日推進工事」という。）の試行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日推進工事の対象は、次の各号すべてを満たす工事とする。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (2) 施工に必要な実日数が、1 ヶ月以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 工事完成日に特に定めのない工事
- (5) 緊急性がない工事

(用語の定義)

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上、25% 以上 28.5% 未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4% 以上 25% 未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、対象工事の範囲内で選定して行うものとし、湖西市週休2日推進工事特記仕様書（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工期取得計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工期取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工期及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の休工期が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第6条 静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。ただし、営繕工事に関しては平成30年3月20日付け国営積第20号「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（入札公告）

第7条 発注者は、週休2日推進工事を試行する場合、入札公告において「週休2日を推進する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

湖西市 週休 2 日推進工事 特記仕様書 平成 31. 4. 1

第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保・育成のため、湖西市が平成 31 年度より試行する週休 2 日推進工事において、その実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上、25% 以上 28.5% 未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4% 以上 25% 未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

第 3 条 実施方法

週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の休工日取得計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4 週 8 休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第 4 条 費用の計上

県が定める「週休 2 日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

